

答 申 第 164 号  
令和5年12月20日

兵庫県監査委員  
代表監査委員 小畑 由起夫 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和5年5月23日付け諮問第1号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

洲本県税事務所監査調書に関する起案時の予備監査記録非公開の件

## 第 1 審議会の結論

兵庫県監査委員（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

## 第 2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

### 1 公文書の公開請求

令和 4 年 9 月 9 日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

本件公開請求の対象は、令和 2 年度洲本県税事務所監査調書に関する起案時の予備監査記録（以下「本件公開請求文書」という。）である。

### 2 実施機関の決定

令和 4 年 9 月 16 日、実施機関は、本件公開請求文書の不存在を理由として公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

令和 4 年 12 月 9 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

令和 5 年 5 月 23 日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全公開を求める。

### 2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求

の理由は、次のとおり要約される。

公開請求した本件公開請求文書は実施機関の特定の者に預けており保有していないということは事実でない。

そして本件公開請求文書に基づく指摘事項は、当時の特定職員まで決裁を受けており、その後、指摘事項が削除された際に訂正のサインを求められた特定職員は、指摘することを承認しサインしたと主張し、訂正のサインを行っていない。

つまり、決裁を行う者1名の主張を裏付ける文書であり、監査意見の形成における経緯も含めた意思決定に至る過程を跡付ける公文書で非公開とすることは失当である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分理由は、以下のとおり要約される。

##### 1 本件処分の理由

- (1) 審査請求人は本件公開請求文書の公開を求めているが、実施機関が保有しているのは内容が確定した予備監査記録であり、今回、審査請求人から請求があった本件公開請求文書は保有していないことから、請求には応じられない。
- (2) 審査請求人は本件公開請求文書を当時の実施機関の特定の者に預けたなどと主張しており、本件公開請求文書の作成者が審査請求人であることを前提とした主張をしているが、実施機関としては関知しない。そのような文書は実施機関として保有すべきものでないことから、公文書公開の対象とならない。
- (3) 審査請求人は、本件公開請求文書は意思決定に至る過程を跡付ける公文書で非公開とすることは失当であるなどと主張しているが、実施機関が保有しているのは内容が確定した予備監査記録であり、今回請求があった本件公開請求文書を実施機関は保有しておらず、不存在であることから、請求には応じられない。

##### 2 結語

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

#### 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件公開請求文書を実施機関が保有するものとして公開を求

めるものであり、実施機関は、これを保有していないとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件公開請求文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件公開請求文書の保有の有無について

(1) 本件公開請求文書の保有の有無について、実施機関は、実施機関として保有しているのは「内容が確定した予備監査記録」であり、審査請求人が請求した本件公開請求文書を実施機関は保有していないと説明する。

(2) これに対し、審査請求人は、本件公開請求文書を当時の実施機関の特定の者に預けたものであり、本件公開請求文書は意思決定に至る過程を跡付ける公文書であることから、非公開とすることは失当である等と主張している。

ここで、審議会において、実施機関が保有する「内容が確定した予備監査記録」を確認したところ、「内容が確定した予備監査記録」は、「監査調書」と題する決裁文書の一部を構成するものであり、「内容が確定した予備監査記録」以外の「監査調書」と題する決裁文書の一部には、削除前の字句が判読できる形で手書き二重線等により訂正された部分がある。一方、「内容が確定した予備監査記録」には、当該訂正された部分に関連して調査した記録がA4用紙約1頁にわたり記載されており、当該記載から当該訂正された部分において予備監査を担当した職員が調査して判明した内容が第三者でも認識できる形で記録されていることを確認することができた。

また、実施機関の説明によると、「監査調書」と題する決裁文書において「予備監査記録」は、決裁において参照されるものではあるものの、あくまで、事務局担当者による監査対象部署への出張の結果等の記録（復命）としての性格を持つものであって、決裁に係る意思決定等を直接示すものというものではないとのことである。

よって、これらのことを踏まえると、「監査調書」と題する決裁文書に添付されている「内容が確定した予備監査記録」以外に本件公開請求文書があったとしても、実施機関において本件公開請求文書を公文書として保有しなかったことは、不自然、不合理とまでは言えないと考えられる。

なお、付言すると、実施機関が保有する「監査調書」と題する決裁文書において、削除前の字句が判読できる形で手書き二重線等により訂正されるも、当該訂正を行った者のサイン等がなく、訂正を行った者が記録上確認できなかった。公文書が実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに実施機

関の事務及び事業の実績を跡付け、又は検証することができるようにするため作成するものであることに鑑みて、実施機関においては情報公開の基盤となる公文書の適正な管理に努められたい。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和5年5月23日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和5年8月1日 第2部会（第109回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年8月23日 第2部会（第110回）	・ 審査請求人の意見陳述 ・ 審議
令和5年10月2日 第2部会（第111回）	・ 審議
令和5年11月9日 第2部会（第112回）	・ 審議
令和5年12月7日 第2部会（第113回）	・ 審議
令和5年12月20日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男